

「近づきたいね、暮らしと政治」をスローガンに、1990年に地域の女性たちが中心となり設立した市民の政治団体です。

江戸川生活者ネットワーク

それゆけ!レポート Vol.101 2013.9.1

発行:江戸川生活者ネットワーク/〒132-0033 江戸川区東小松川3-35-13-205/発行人:藤居 阿紀子/連絡先:☎03-5607-5975

憲法改正に待った!



参議院議員選挙は低投票率の中、自民党のひとり勝ちとなりました。政権は今後、憲法を改定する動きを早めていくと思われれます。しかし、昨年4月に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」は、看過できない驚くべき内容です。みなさんは読みましたか?

「憲法」って何ですか?

言うまでもなく、国の最高法規であり、主権者の私たち国民が、権力を行使する側の政治家や公務員などに対して、してはいけないことや尊重すべきことを定めるもの。つまり、国家権力に歯止めをかけて個人の権利を保障するものです。これを「立憲主義」といいます。なんだか、学校の教科書のような言い方ですが、でも、ここが肝要。憲法は「人権を守るため、統治権力を縛る」ものなのです。

そして、9条の変更です。自衛隊を国防軍に変え、一挙に集団的自衛権の名のもとに武力行使への道を開こうとしています。集団的自衛権に関しては、さまざまな議論がなされており、海外派兵などの事実があることで、国際社会の二員としての武力行使を容認する意見が先行しています。これで本当にいいのでしょうか。

時代錯誤の草案

日本は、戦後68年間、国家として人を一人も殺さず、殺されない体制を貫いてきました。それは、戦争の放棄を謳った独自の「平和憲法」を持つているからです。過去の反省に立ち、この9条で表わした日本の姿勢は高い評価を受け、戦後日本の国際的な経済活動を保障することにもなりました。草案は、その9条に「国防軍」の規定が追加され、集団的自衛権の行使は名実ともに可能となります。

「象徴」とされてきた「天皇」は「元首」とされ(1条)、現行に定めのない国旗・国歌は「日章旗、君が代」(3条)と定め、さらに、民主主義にとって何より大事な言論表現・結社集会などの自由も、「公益及び公の秩序」を前面に出し、制限を強めています(12条他)。いざ

この草案は「立憲主義」を否定し、国のあり方を根本的に変えようとするものです。現在、日本各地で9条を中心に憲法を学ぶ集会が開催されています。9条に関し、生活者ネットワークは、守り抜く立場ですが、さまざまな考え方や認識があることも事実です。

大事なことはみんなで決める

日本をどのような国にしたいのか、どのような国にするのか、それを決めるのは国民です。歴史に学ぶことはもちろん、日米同盟、国際社会なども視野に、一人ひとりが熟慮することが求められます。その上で初めて、政権ではなく私たちが憲法についての民主的な判断と手続きをしていくことができるのです。憲法に関しては、まだまだ国民的議論にはなっていない。江戸川生活者ネットワークは、若者も含めさまざまな立場の人たちと共に「大事なことは市民が決める」を基本に、議論を深めていきます。



現地に設置したサインボード。企業名はNG。

東京都「新しい公共モデル事業」成果と課題 小松川自然地向地へのアダプト制度導入事業

官が独占してきた領域を市民やNPOが担うことで、それまで行き届かなかった範囲をもカバーし、地域雇用の創出にもつなげ、地域社会をより良くしていく。生活者ネットワークは20年前から、こうした「新しい公共」の実現をめざし、地域活動を行ってきました。先の民主党政権下でようやく内閣府のもとに重要政策と位置づけられ、2012年度から2か年、全国で「新しい公共支援事業」が展開されました。

東京都は、9区11市1町1村から、一般枠21事業、NPO等支援重点化枠10事業、震災支援枠7事業、計38事業を採択。江戸川生活者ネットワークが「里川小松川自然地向地協議会(※1)」の一員として参画した「小松川自然地向地へのアダプト制度(※2)導入事業」も選ばれ、モデル事業を進めてきました。一級河川の管理者は国土交通省ですが、河川敷では適正な管理がなされていません。その結果、漂着ごみの堆積、高水敷の樹林化、外来種の繁茂などの問題が生じていました。そこで、地域の住民が自然に親しみつつ、小松川自然地向地を東京らしい里川として創造・保全していくと実施したものです。モデル事業の成果が実り、本年4月には、国交省荒川下流河川事務所とアダプトの締結をすることができました。都内の河川はもとより、関東圏においても初めてのことで。

今後は、アダプト意識を醸成し、参画の幅を広げると同時に、活動を持続可能にしていくための新たなしくみづくりが必要になります。そのひとつが活動資金の確保です。企業のCSR(社会的貢献)との連携を念頭に、資金支援をしていただいた企業名を入れたサインボードを河川敷に掲示できればと考えましたが、国の

管理地への設置規制により不可。「東京都屋外広告物条例」により、企業の応援メッセージを掲示することもできません。

こうした従前のルールすべてに「新しい公共」の理念を吹き込むことが必要です。

都が実施した昨夏の間接報告会、本年8月の最終報告会で、本事業は発表事例に選ばれ、「関東甲信越ブロック成果報告」では、東京都の代表事例として唯一報告されました。江戸川生活者ネットワークが市民の立場からの提言力を発揮したことを含め、各団体の特性を活かした取り組みとして高い評価を受けています。

「新しい公共」を確立するためには、官は単に支える側にまわるだけでなく、今後も最前線で関わる必要があります。内閣府及び都道府県は、多様なモデル事業を行った当事者とともに課題を整理し、関係する省庁や自治体などとの調整機能を果たしていくべきです。

※1:他に、NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラム、中土手に自然を戻す市民の会、下平井水辺の楽校、江戸川区土木部 ※2:公共財の管理等を地域で引き受ける制度。